

令和 7 年度生駒市総合防災訓練活動補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 7 年度生駒市総合防災訓練（以下「総合防災訓練」という。）を実施するにあたり、大規模災害発生時の市民の対応力の向上と防災意識、技能、知識を高めるため、当該年度内に行う総合防災訓練に伴う事業に係る経費について予算の範囲内において補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成 20 年 10 月生駒市規則第 19 号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 本市内において一定の区域に住む人々が自主的に構成する任意の組織であって、生駒市自治連合会が自治会として認定した団体をいう。
- (2) 自主防災会 生駒市自主防災会認定要綱に基づき認定を受けた自主防災組織をいう。
- (3) 地区自治連合会 生駒市自治連合会会則で定める生駒市自治連合会の 5 地区（北、西、中、東、南）をいう。
- (4) 自治連合会地区長 生駒市自治連合会の 5 地区ごとに選出された自治連合会役員をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることのできる団体は、各地区自治連合会とする。

- 2 各地区自治連合会は自治連合会地区長を申請者と定め、補助金の交付手続等を行うものとする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該年度内に行う総合防災訓練に伴い、各地区自治連合会が実施する訓練、講座または研修会、会議の開催等の事業とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とし、別表第 1 のとおりとする。

- 2 経費のうち講師及び参加者等の湯茶及び食事等にかかった経費は補助金交付対象外とする。
- 3 他の補助金の対象経費となっている経費は補助金交付対象外とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額（その額に 100 円未満の端数があ

る場合にあっては、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表第2に規定する額を限度額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者は、令和7年度生駒市総合防災訓練活動補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 補助対象事業に係る事業実施計画書（様式第2号）
- （2） 補助対象事業に係る支出予算書（様式第3号）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、令和7年度生駒市総合防災訓練活動補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助対象事業の完了後、速やかに令和7年度生駒市総合防災訓練活動補助金実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）により市長に報告しなければならない。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 補助対象事業に係る事業実施報告書（様式第6号）
- （2） 補助対象事業に係る支出報告書（様式第7号）
- （3） 支出金額に対する領収書の写し
- （4） 購入した物品や材料、活動の様子が分かる写真
- （5） その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度生駒市総合防災訓練活動補助金確定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第11条 第10条の規定による通知を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、令和7年度生駒市総合防災訓練活動補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(施行の細目)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表第 1 (第 5 条関係)

項目	内容
報償費	外部講師やボランティア等に係る謝礼
印刷製本費	チラシ作成等広報宣伝用の印刷費、訓練計画書及び報告書等の印刷費等
燃料費	対象訓練を行うために必要な車両のガソリン代、炊き出し訓練用のプロパンガス代等
消耗品費	日用品、原材料、食料品等で訓練に要する物品購入費 (継続使用可能な資機材等も対象とする)
通信運搬費	はがき、切手代、郵送代、インターネット回線料
保険料	ボランティア保険、行事等保険料等
委託料	会場設営、機器運搬等の委託費
使用料・賃貸料	会場使用料、会議室使用料、資機材賃貸料等
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

別表第 2 (第 6 条関係)

区 分	補 助 金 の 限 度 額
北地区自治連合会	9 0 万円
西地区自治連合会	6 3 万円
中地区自治連合会	5 7 万円
東地区自治連合会	2 7 万円
南地区自治連合会	6 3 万円

様式第1号（第7条関係）

令和 7 年度生駒市総合防災訓練活動補助金交付申請書

令和 年 月 日

生駒市長 様

【申請者】

地区自治連合会地区長

住所

氏 名

電話番号

令和7年度生駒市総合防災訓練活動補助金の交付を受けたいので、生駒市補助金等交付規則第3条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の種別 令和7年度生駒市総合防災訓練活動補助金
- 2 補助金の交付申請額 円
- 3 添付書類
- (1) 補助対象事業に係る事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象事業に係る支出予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

補助対象事業に係る事業実施計画書

月	日	予定事業	参加予定者、会場等

様式第3号（第7条関係）

補助対象事業に係る支出予算書

品目等	単価	数量	購入価格
合計支出予定金額			

令和 7 年度生駒市総合防災訓練活動補助金交付決定通知書

生危第 号
令和 年 月 日

様

生駒市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度生駒市総合防災訓練活動補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、生駒市補助金等交付規則第 6 条の規定より通知します。

記

- 1 補助金の種別 令和 7 年度生駒市総合防災訓練活動補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 交付の条件
 - (1) 補助対象事業の内容又は経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止、又は廃止する場合においては市長の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

備考

- 1 補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されることがあります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還が求められることがあります。
 - (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 次に掲げる者に該当することが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 法令等又は法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- 2 補助対象事業に係る収入及び支出に関する書類を作成するとともに、領収書等の関係書類を整理し、補助対象事業の終了後 5 年間保管してください。
- 3 生駒市補助金等交付規則及び令和 3 年度生駒市総合防災訓練に関する補助金交付要綱の規定に従ってください。

様式第 5 号（第 9 条関係）

令和 7 年度生駒市総合防災訓練活動補助金実績報告書

令和 年 月 日

生駒市長 様

【申請者】

地区自治連合会地区長

住 所

氏 名

電話番号

令和 年 月 日付け生危第 号で交付の決定のあった令和 7 年度生駒市総合防災訓練活動補助金について、補助対象事業が完了したので、生駒市補助金等交付規則第 12 条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の種別 令和 7 年度生駒市総合防災訓練活動補助金
- 2 交付決定額 円（交付決定通知書の金額）
- 3 添付書類
 - (1) 補助対象事業に係る事業実施報告書（様式第 6 号）
 - (2) 補助対象事業に係る支出報告書（様式第 7 号）
 - (3) 支出金額に対する領収書の写し
 - (4) 購入した物品や材料、活動の様子が分かる写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類

補助対象事業に係る事業実施報告書

月	日	実施事業	参加者、会場等

様式第7号(第9条関係)

補助対象事業に係る支出報告書

品目等	単価	数量	購入価格
合計金額			

令和 7 年度生駒市総合防災訓練活動補助金確定通知書

生危第 号
令和 年 月 日

様

生駒市長 印

令和 年 月 日付け生危第 号で交付の決定をした令和 7 年度生駒市総合防災訓練活動補助金については、下記のとおり確定しましたので、生駒市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の種別 令和 7 年度生駒市総合防災訓練活動補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 確定額 円

令和7年生駒市総合防災訓練活動補助金交付請求書

令和 年 月 日

生駒市長 様

【請求者】

地区自治連合会地区長

住 所

氏 名

電話番号

令和7年度生駒市総合防災訓練活動補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

①金融機関名

②支店名

③預金種別 ☐普通 ・ ☐当座

④口座番号

⑤口座名義人（フリガナ）

※通帳の写しを添付してください。

委任状（振込先が請求者の団体名、資格名、氏名と異なる場合はご記入ください。）

上記請求額の受領については、口座名義人である

[]に委任します。

生駒市長様

【債権者】

地区自治連合会地区長

住 所

氏 名 印

電話番号